

旧

東京都日本歯科大学校友会福祉共済規則

(制定の趣旨)

第1条 この規則は、会則第25条の制定に基づきこれを定める。

(共済金等の支給)

第2条 共済金の支給は、会員の死亡による場合とする。

2.会員及び会員と同居する家族（配偶者・親・子）の死亡に対しては供花を支給する。ただし家族葬及び訃報が葬儀後の場合は原則、供花を支給しないものとする。

(特例弔慰金)

第3条 会員が昭和54年(1979年)6月1日を基点として傷病共済金の支給を受けることなく死亡した場合には、特別弔慰金を死亡共済金に添えて贈呈する。

(共済金の財源)

第4条 共済金の財源は、会費その他の収入をもってこれに充て、理事会がその運営にあたる。

(共済金の査定)

第5条 共済金支給の査定は、理事会の議を経なければならない。

(共済金の送達)

第6条 理事会の議を経た共済金は、当該東京都日本歯科大学校友会支部長(以下支部長という)を通じて支給するものとする。

(支部長の協力)

第7条 支部長は当該支部会員で第2条に規定する事例発生の場合には、すみやかに東京都日本歯科大学校友会に連絡し、共済事務の円滑化に協力しなければならない。

(支給基準)

第8条 共済金の支給基準は次のとおりとする。

(1)会員死亡に対する共済金 10万円

(2)会員及び会員と同居する家族(配偶者・親・子)の死亡に対する供花の支給 供花料 1万6千5百円(弔電)

第9条 弔電は会員の死亡に際して会長より速やかに発送する。

(未納会員等の相殺)

第10条 共済金の支給を行う場合、当該会員に未納の会費又は負担金がある場合は、それらに相当する額を支給額より差し引いて支給するものとする。

(この規則の変更及び廃止)

第11条 この規則を、変更し、又は廃止しようとするときは、総会の議を経なければならない。

新

東京都日本歯科大学福祉共済規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、会則第5条第2項の規定に基づき、これを定める。

(所掌業務)

第2条 正会員の福祉共済に関する業務は、会長の指示により、これを行うものとする。

(共済金の支給)

第3条 共済金は、正会員本人が死亡したときに、これを支給する。

2 正会員及び正会員の同居する家族(配偶者・親・子)の死亡に対しては、供花を支給する。ただし、家族葬のとき又は本会に対する訃報が葬儀後にあったときは、原則として供花を支給しないものとする。

(共済金の財源)

第4条 共済金の財源は、福祉共済金その他の収入をもってこれに充て、役員会がその運営にあたる。

2 福祉共済金の額は、役員会で決議し総会に報告しなければならない。

(共済金の査定)

第5条 共済金の査定は、役員会の決議を経なければならない。

(共済金の送達)

第6条 役員会の決議を経た共済金は、当該正会員が所属していた支部の支部長を通じて当該正会員の指定した者に支給するものとする。

2 支給する指定した者がいない等の特別な場合は、役員会で決議する。

(支給基準)

第7条 共済金及び供花の支給基準は次のとおりとする。

(1)正会員死亡に対する共済金

10万円

(2)正会員及び正会員と同居する家族(配偶者・親・子)の死亡に対する供花の支給

1万6千5百円

(弔電)

第8条 弔電は正会員の死亡に際して、会長より速やかに発送する。

(滞納会費との相殺)

第9条 共済金の支給を行う場合、当該正会員に滞納会費があるときは、それらに相当する額を支給額より差し引いて支給するものとする。

(請求手続等)

第10条 支部長は、当該支部所属正会員に第3条に規定する事由が発生したことを知ったときは、第7条に規定する共済金・供花支給基準にしたがい、すみやかに本会に報告しなければならない。

2 前項の場合において、支部長は、所定の共済報告書を本会に提出するものとする。

3 支部長は、本会の共済事務の円滑化に協力しなければならない。

(この規則の変更又は廃止)

第11条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、役員会の決議を経なければならない。

(施行細則への委任)

第 12 条 共済金の請求手続きについては、理事会の議を経て別に施行細則を定める。

附 則 この規則は平成元年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規則は平成 16 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規則は平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

附 則 この規則は平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

東京都日本歯科大学校友会福祉共済規則施行細則

(制定の趣旨)

第 1 条 この施行細則は、東京都日本歯科大学校友会共済規則（以下共済規則という）第 12 条の規定に基づき これを定める。

(請求手続き)

第 2 条 東京都日本歯科大学校友会支部長（以下支部長と いう ）は当該所属会員で共済規則第 2 条に規定する事故発生の場合には、共済規則第 8 条に規定する共済全支給基準によりすみやかに東京都日本歯科大学校友会（以下本会という）宛てに報告しなければならない。

2. 前項の場合において、支部長は別に定める書式（共済報告書）を添えて本会に提出するものとする。

(1) 死亡の場合の必要書類 支部長の共済報告書

(2) 供花支給の場合の必要書類 支部長の共済報告書

(この施行細則の変更及び廃止)

第 3 条 この施行細則を、変更し、又は廃止しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。